

## 第10回 規制改革推進会議終了後記者会見 議事概要

1. 日時：令和3年5月18日（火）18:40～19:03

2. 場所：オンライン開催

3. 出席者：

（委員）小林喜光議長、高橋進議長代理、大槻奈那、大橋弘

○司会 それでは、規制改革推進会議（第10回）の記者会見を開始させていただければと思います。

最初に、小林議長のからお願いいたします。

○小林議長 先ほど第10回の規制改革推進会議が開かれました。本日は3つ大きな議題がありまして、まず1つ目は、デジタル技術の進展を踏まえた大学・高校の設置基準等の見直し及び外部人材の積極活用のための教員資格制度の見直しに関する意見、2つ目が、デジタル時代の刑事法の在り方に関する意見、この意見書の取りまとめについて議論を行いました。最終的に規制改革推進会議としての意見として取りまとめを行ったわけでありまして、これはお手元に資料として配付をされているかと思っております。

1つ目については、オンライン教育など、デジタル化による教育環境の変化を踏まえ、教育現場の規制・制度の見直しが必要ではないか。また、人手不足の中で教育の質を確保していくには、専門性の高い外部人材の活用を進めるべきではないか、こういった問題意識から意見書を発出することといたしました。

また、2つ目については、ネット社会では、サイバー空間が現実空間とほぼ同価値になってきており、これまでのリアルな社会を前提とした刑事法だけではネットワーク上の新たな威嚇に対応できないのではないかとの問題意識から意見書を発出することといたしました。

また、これまでの各ワーキンググループにおきます議論に基づきまして答申の構成案を整理して、これも意見交換を行ったところであります。各分野において規制・制度の見直しの議論を行った事項を記載しております。大きなポイントは明確に今回もデジタル化でございます。グローバル化の中で日本が生き延びる上で、経済社会のデジタル化を進めることはもう待たないであり、会議でも船荷証券の書面交付を義務付ける規定の見直しや、患者によるカルテの入手の電子化など、幅広い分野の規制のデジタル化に取り組んでまいりました。併せて行政のデジタル化にも引き続き取り組み、手続のオンライン化やオンライン利用率の向上を進めました。

また、デジタル化以外の分野でも地方の活性化を進め、少子高齢化、人口減少といった日本が抱える諸課題への対応も急務であるということでございます。そのため、会議では

物流改革、例えば自家用車を有償運送に利用できる期間を見直したり、IT点呼の拡大等々でございますが、こういった物流改革や、漁協及び農協による独占禁止法違反への対応などについて取り組んでまいっております。

これから骨子を基に答申の取りまとめを行っていくという段階でございますが、これまでの議論をしっかりと反映させてまいりたいと思います。

それでは、教育に関する意見書につきまして大槻座長から、刑事法の意見書につきまして大橋座長から御説明をさせていただきます。また、答申の構成案に関する意見交換、どんな意見交換を行ったか、委員からの主な意見を事務局から紹介させていただきます。

それでは、大槻座長、お願いいたします。

○大槻座長 雇用・人づくりワーキンググループの座長を務めております大槻と申します。よろしく申し上げます。

今期、雇用・人づくりワーキンググループでは、デジタル時代の日本を支えるイノベーション人材育成の環境整備、こちらを重点的に取り組む課題として掲げ、議論を行ってまいりました。ワーキンググループの議論を通して、デジタル技術の進歩、オンライン授業が普及した現状と、一方で、教育現場に定められている様々な規制の間に乖離があり、見直す必要があるのではないかといった問題意識、こちらから大学・高校設置基準と教員資格制度に関する意見書を発出することとなりました。

意見書の内容につきまして、概略を御説明させていただきたいと思います。

お手元の資料1の2ページ目を御覧ください。まず(1) デジタル時代を含めた大学・高校の設置基準等の見直し、こちらの大学設置基準についてです。2ページ目の下のほうになりますけれども、まず「オンライン授業等に係る単位上限の見直し、ルールの明示化」については、コロナ禍において広く行われるようになったオンライン教育で受講した講義の単位について、その扱いを明示化し広く周知すべきであるとしています。

次に、3ページ目上段になります。「施設等の基準の見直し」は学生1人当たりに必要な校地・校舎の面積要件や運用上の必須要件について、大学の独自性を考慮した上で柔軟に対応できるよう見直しを求めているものです。あわせて、大学の図書館では必ずしも紙の本が必要でないこと、教員の個室の必要ではないということも明らかになりましたので、それらの周知も求めています。

続きまして「卒業要件にかかる学年要件の見直し」は、大学に何年在籍したかではなく、何を習得したかで卒業要件が認められるべきであり、その観点で要件の見直しを求めているものです。あわせて、海外の大学留学、大学院進学も踏まえて、入学時期や卒業時期の柔軟な設定も可能とすべきであるとしています。

その下になります。「定員管理、専任教員数の規制の見直し」は、デジタル化が進んだ現在、必ずしも教室の数や教員の質が講義の制約になるものでなくなってきたことから、定員数や専任教員数の柔軟な設置を可能にするべきとしています。

続きまして、4ページ目の2段落目になります。「大学・専門職大学等の設置基準等の

明確化」は、新たな大学、専門職大学の設立に当たり、その基準は必ずしも明示化されていないという問題意識から、この明示化を求めるものです。

次に「単位互換制度の在り方の検討」は、現状の制度において60単位までと定められている単位互換の上限数について、人材の流動性の観点からも、その在り方について議論を求めるものになっております。

次に、高校設置基準についてでございます。

まず「施設・設備要件の総点検」は、大学と同様、教育現場の独自性が生かされるように、高校設置基準に定める施設・設備の要件について柔軟な対応を求めるものです。

4 ページ目の一番下になります。「教育課程編成の柔軟化による学習の質の向上」は、生徒の習熟度等に応じて学習指導要領で設置されている標準単位数に縛られず単位数を増減できること、後に履修する科目の内容も含めて、学習指導要領に示していない内容に加えて指導することが可能であることを現場に浸透させるように求めるものとなっています。

続きまして、5 ページ目の上段です。「高等学校におけるICTの活用等」は、プログラミングなど日々のアップデートが必要な教科について、教師がオンライン授業を活用するためのICTの知識習得やオンライン授業の具体的活用方法を示すなど、ソフト面も含めた支援を行うことを求めているものです。

5 ページ目の下段になります。「指導要録の電子化の推進」は、校務の情報化・標準化を進める観点から、校務支援システムの導入等により、指導要録の電子化の促進を求めていくものです。

続きまして、最後になりますが（2）教員資格制度にかかる規制・制度の見直しです。公立学校の教員採用倍率が低下し、教師の質の確保が課題となる中、いかに規制改革の観点からこの課題解決にアプローチするか、議論を行いました。

6 ページ目を御覧ください。「『教師の質』の定義とそれに基づく制度の見直し」は、そもそも教師の質とは何かという議論なしには規制改革の検討は難しいという判断の下、まず、教師の質について結論を得るように求めています。これを基に現在の教員免許制度や免許更新制について、必要に応じた見直しを求めています。

次に「特別免許状の在り方の見直し」は、現在年間200件程度にとどまっている特別免許状の利用促進に向けて手続面、要件面の見直しを求めているものです。

6 ページ目の下段になります。「外部人材登用にに向けた新たな仕組みの検討」は、一定の能力・経験を有する社会人経験者が円滑に教員免許状を取得できるよう、特別免許状を活用した仕組みの検討等を求めるものです。具体的には都道府県の教育委員会が主導し、特別免許状を授与できるようにすること、学校外におけるマネジメント経験を生かした管理職としての登用など、社会人を教育現場に柔軟に登用するための具体案を明確に示すことを求めています。

意見書の内容は以上のとおりとなっています。これらは意見書として会議の意見をまとめたものですが、実効性を高めることができるよう、そして、今後取りまとめる答申でも

これらの内容を踏まえて、引き続き議論を行ってまいります。

本日は、この方向性について議論を行うことができた次第です。

私のほうからは以上となります。

○大橋座長 続いての2つ目の意見書である「デジタル時代の刑事法の在り方」のご説明をします。資料2に添付されているものでございます。

私は成長戦略ワーキンググループの座長を務めております大橋と申します。

この成長戦略ワーキンググループでは、デジタル時代にふさわしい刑事法及び刑事手続の在り方について議論してまいりました。今回、ワーキンググループの委員間で議論を踏まえた上での意見書を取りまとめましたので、簡単に御説明いたします。

まず、1ページ目第1節の基本的な考え方ですけれども、デジタル時代においてネットワークやシステムが社会経済における重要な役割を果たしてきていることがあります。そうした中で、家電なり、あるいは自動車、工場など、様々なものがネットワークでつながるようになっていきます。サイバー空間での脅威が人の安全、生命にまで影響を及ぼすような事態となっています。そこで、安全性の担保は社会経済のデジタル化を進めていく上で最重要の課題であります。技術面での対応はもちろんですけれども、法規制の観点からも、新たな脅威への対応を考えていく必要があります、その際には刑事政策、あるいは刑事法のあり様、在り方を議論していくことは避けて通ることができないと思われれます。デジタル時代において安全性を確保しつつも、イノベーションや成長を実現する基盤を築くための提言として、今回、意見書取りまとめた次第であります。

第2節目は論点になります。5つの点から構成されています。

1つ目は、経済社会のネットワーク化が進む中で、デジタル技術による侵害行為は広範囲で甚大な被害をもたらす可能性があり、技術進歩の先手での対応が必要となります。

2点目は、デジタル時代の基礎インフラの整備という観点から、刑事法もイノベーションを促進させる性格を持つということをしちんと踏まえるべきだということでもあります。

次の2ページ目に3点目を記しています。これまでデジタル技術の進歩は既存の法制度に付け加える形で特例的な扱いとして対応されてきましたけれども、今後はデジタル時代の将来像を念頭に体系的な整理をしっかりと行う必要があります。

4点目は、デジタル犯罪について構成要件・違法性阻却の考え方を見直す必要があるのかどうか。あるいは法益の侵害の結果が生じた場合に処罰するというこれまでの考え方でのいいのどうかという点について、根本の観点から議論が必要だということでもあります。

5つ目は、新たな範疇でのデジタル犯罪について、法執行にも難しさがある点を踏まえながら、現場における理解を促す取組が必要だということでもあります。また、国境を越えた犯罪が容易となることから、域外の捜査や、あるいは法執行における国際的な連携ということも重要となるということでもあります。

最後に、第3節として今後の取組という形でまとめております。サイバー空間において脅威は世界的にも認識をされ始めており、諸外国では関連する立法化の動きが見られます。

我が国においても、先手先手を打った議論が必要だということでもあります。一方、新たなデジタル関係の犯罪類型を整理する際には、イノベーションを萎縮させない、あるいは実効的なエンフォースメントを可能とするような配慮を行うことが必要です。こうした点を踏まえて、法務省においてデジタル技術の発展やデジタル分野に詳しい有識者などの意見を踏まえつつ、不断の検討を行うことを求めたいというのが意見書の内容となります。

以上です。

○司会 それでは、事務局から本日委員の皆様からいただいた御意見について、簡単に主なものについて御紹介をさせていただきます。

まず、本日の出席者でございますけれども、この記者会見にも御参加いただいております小林議長、高橋進議長代理、大橋委員、大槻委員、ほかに岩下委員、大石委員、佐久間委員、菅原委員、高橋滋委員、武井委員、竹内委員、谷口委員、南雲委員、夏野委員、水町委員、御手洗委員、中室委員の御出席でございました。河野大臣、藤井副大臣も御出席でございました。

冒頭、河野大臣から御挨拶がございまして、大学と高校の設置基準及び教員の資格制度の見直しの意見書について御紹介がありまして、これが何を習得したかで卒業が認められるよう、入学・卒業の時期の柔軟な設定が期待できる。また、特別免許状の在り方の見直しを通じて教育現場への多様な外部人材の登用の促進が期待できると、この意見書を踏まえて新たな時代にふさわしい制度づくりを速やかに進めていかなければならないというお話がありました。

次に、刑事法の在り方についても、法制面でもしっかりした対応が求められていると、デジタル化については、特に海外で急速に進んでいるが、日本が法制面で後れをとらないよう、デジタル時代にふさわしい刑事法の在り方について、先手先手の成果をお願いしませうというお話がございました。

また、答申の骨子案につきまして、菅内閣発足後、各ワーキンググループも含め計79回、精力的に御議論いただいたことに感謝の言葉がございました。

掲げられた項目につきまして、行政手続のオンライン化による書面・対面原則の見直し、オンライン利用率の向上、アジャイル型システム開発のルール整備など、道半ばのものもありますけれども、進めないといけないというお話がございました。この答申は一つの区切りですが、すぐに議論を進めていただきたいという話がございました。

そこから、各委員の皆様のお意見を簡単に御紹介させていただきますが、答申の骨子に関する部分について、お話をさせていただきます。

まず、ある委員の方から、あらゆるところでデジタル化の文字が散見をされるということで、コロナで国民もデジタルに対応せざるを得ないというお話で、今回の取りまとめは大変有意義というお話がございました。

また、各省も前向きに取り組んでいるけれども、河野大臣から叱咤激励の話があったということがございました。

また、今後は法律の立てつけにもデジタルの視点が必要で、医療・介護分野などデジタルに遅れている領域もあると、デジタル庁とも連携をしながら規制改革を加速していきたいというお話がありました。

また、複数の委員から答申に副題ですとか、総論でどういう方向を向いているか記載すべきではないかとか、全体のメッセージを冒頭に書くべきではないかというお話がございました。

また、実効性の担保をどうしていくのかと、例えばデジタルガバメントワーキンググループではKPIを設定してそれを徹底するアプローチをとっているというお話がありました。

また、ある委員からデジタル化で個に力を与えるというメッセージと、教育の生徒個別の学びの最適化、患者目線での医療の提供というお話がありました。

また、ほかの委員から、実行する仕組みをどうしていくのかというところ、今後、どのようにフォローアップしていくか、仕組みを検討していただきたいと。

また、別の委員から、その意見に賛成で、共通の意見のものはメッセージを打ち出していくと、フォローアップをしつつ、システムティックに行っていくべきだという御意見がございました。

最後に、河野大臣のほうから御発言がございまして、規制改革は実現してなんぼ、規制改革が経済を発展させ、世の中を前に進めてなんぼと。議論を1日も止めることなくしっかりやらなければならないというお話がございました。

これが主な意見の内容でございます。

それでは、御質問等がある方は手挙げボタン、もしくは画面をオンにさせていただいて手を挙げていただければ、私のほうから御指名をさせていただきますので、御発言をお願いいたします。その際、マイクをオンにして、御質問が終わりましたらミュートにさせていただくようお願いをいたします。それでは、御質問ある方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、お願いいたします。

○記者 答申についてなのですけれども、今後のスケジュールについて御説明いただければと思います。

○小林議長 小林ですけれども、遅くとも来月中には取りまとめる予定で今動いております。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御質問もないようですので、本日の記者会見はここまでとさせていただきます。皆様、御協力のほどありがとうございました。